

大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例（案）の概要

1 制定理由

- 「個人情報の保護」と「データ流通」の両立・強化や国際的制度調和を目的に、個人情報に関する関係法令が「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）に一本化され、これまで地方公共団体等がそれぞれの条例で独自に規定していた個人情報保護制度について、改正法による共通ルールが直接適用されることとなった。
- これに伴い、自治体が条例で規定できる事項に変更が生じることから、「大阪府個人情報保護条例」が「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「施行条例」という。）として改正されたところ。
- 議会は、改正法や施行条例の適用対象外ではあるが、今回の制度見直しの検討を行った内閣官房タスクフォースの最終報告書において、議会については、条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望ましいとの見解が示されていることから、大阪府議会としても、法改正の機をとらえ、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定するもの。

2 条例案の考え方

- 個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求などの個人情報保護制度について、法に沿った形で規定する。
- 手数料など独自に規定する事項や、開示決定等の期限など執行機関と整合を図る必要のある事項については、施行条例と同様の規定とする。
- 「府議会が保有する個人情報」としては、議会事務局職員が職務上作成または取得した情報であって組織的に利用するものを対象とする（議員が作成、取得した個人情報は対象外）。
- 個人情報の適正な取扱いの担保を図るため、職員等が、正当な理由なく個人情報の提供、盗用等を行った際の罰則を設ける。

3 施行時期

令和5年4月1日（改正法の施行日と同日）

4 条例案の内容

別紙のとおり

○ 条例案の内容

(1) 目的

府議会における個人情報取扱事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを、条例の目的として規定する。

(2) 定義

- ・ 「個人情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」等の用語について、法と同様の内容を規定する。
- ・ 「保有個人情報」とは、議会事務局職員が職務上作成または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものと規定する。

(3) 議会の責務

- ・ 議会の責務として、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じることを規定する。

(4) 個人情報等の取扱い

- ・ 現行の要綱に基づく個人情報取扱事務登録簿の作成を継続するため、執行機関の条例と同様の内容を規定する。
- ・ 個人情報の保有、利用目的の明示、適正な取得、安全管理措置、利用及び提供の制限等について、法の規定に沿った内容の規定をおく。

(5) 個人情報ファイル

- ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表について、法の規定に沿った内容の規定をおく。

(6) 開示、訂正及び利用停止

- ・ 自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、法の規定に沿って、何人も請求権を持つことを規定するとともに、請求手続について、執行機関と同様の手続とする内容の規定をおく。

(7) 審査請求

- ・ 審査請求手続について、所要の規定をおくとともに、大阪府個人情報保護審査会に諮問することを規定する。

(8) 罰則

- ・ 職員等が、正当な理由なく個人情報の提供、盗用等を行った際の罰則について規定する。